

鋼 船 規 則 検 査 要 領

C 編

船体構造及び船体艤装

鋼船規則検査要領 C 編

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

ClassNK

財団法人 日本海事協会

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

付録 C4 IMO 塗装性能基準仮訳 (決議 MSC.215(82)及び IACS 統一解釈 SC223)

3 一般原則

3.4 塗装テクニカルファイル

3.4.1 を次のように改める。

- 3.4.1 専用海水バラストタンク及び二重船側部に施工する塗装システムの仕様、造船所及び船主の塗装作業の記録、詳細な塗料の選択基準、工事仕様、検査、保守及び補修*は、塗装テクニカルファイル（CTF）に記録すること。また、塗装テクニカルファイルは、主管庁によって審査されること。

（備考）

*：~~機関（IMO）によりガイドラインが作成される。~~MSC.1/Circ.1330 を参照すること。

3.4.2 を次のように改める。

3.4.2 建造段階

塗装テクニカルファイルは本基準に関する少なくとも次に掲げる事項を含み、建造段階で造船所が提出すること。

- .1 適合証明書又は型式承認書の写し

（中略）

- .7 就航中における塗装システムの保守方法及び補修方法*

（備考）

*：~~機関（IMO）によりガイドラインが作成される。~~MSC.1/Circ.1330 を参照すること。

3.4.3 を次のように改める。

3.4.3 就航時の保守、補修及び部分的再塗装

就航時の保守、補修及び部分的再塗装は、塗装の保守及び補修のためのガイドライン*の該当部分に従って塗装テクニカルファイルに記録すること。

(備考)

*：~~機関 (IMO) によりガイドラインが作成される。~~MSC.1/Circ.1330 を参照すること。

附 則

1. この達は、2010 年 10 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。